

大阪無料相談所・東京無料相談所

やなぎ総合法務事務所

～司法書士・土地家屋調査士・行政書士・CFP～

無料で相続危険度チェックします



あなたの相続危険度・緊急度が

たった1分で分かる！

60歳以上の方は、相続診断を受けましょう！

裏面のチェックシートをご記入の上、FAX・メール・ご郵送いずれかの方法で
ご送付下さい。後日、診断結果をご郵送いたします。

相続診断結果シート

12.1 英語相続の日

相続 太郎

様 作成 日：平成28年04月01日
取扱相続診断士：12345678 相続 三郎

チェックシート内容

- ☐ 相続人に近い連絡が取れない人がいる
- ☐ 相続人の仲が悪い
- ☐ 親の面倒を「別でいる子ども」と「別でいない子ども」がいる
- ☐ 上場していない会社の株式を持っている
- ☐ 分けることが難しい不動産や株式がある
- ☐ どこに・何がどのくらいあるのかよく分からない
- ☐ 一部の子どもや孫にだけお金をあげている
- ☐ 会社を継ぐ人が決まっていない
- ☐ 売却名義のままになっている土地がある
- ☐ 家族名義で貯めているお金がある
- ☐ 特定の相続人に多く財産を相続させたい
- ☒ 再婚している
- ☐ 配偶者や子ども以外の人に財産を渡したい
- ☐ 遺言保証人になっている
- ☐ 相続する人に「障がい」や「未成年」「認知」等の危難を抱えた人がいる
- ☐ 「借りている土地」や「貸している土地」がある
- ☐ 相続人が「海外」や「遠い場所」にいる
- ☒ 財産に不動産が多い
- ☐ 借金が大きい
- ☐ 友人や知人にお金を貸している
- ☐ 誰にも相談しないで作った遺言書がある
- ☒ 相続税がかかるのかまったく分からない
- ☐ 誰も使っていない不動産がある
- ☐ 大きな保険金をもらう子どもや孫がいる
- ☒ 子どもがいない
- ☐ なかなか入居者が決まらない古いアパートがある
- ☐ 誰にも相談について相談したことがない
- ☐ 子どもは借金を持っている
- ☐ 古い書物や骨董を集めるのが好きだ
- ☐ 子どもが相続対策の相談に乗ってくれない

あなた様の相続診断結果は



※危険度ランクが99*の方は加算点が100点を超えた場合に 표시됩니다。

得点

●危険度ランク 60 点
●緊急度ランク A (B) C・D・E

相続診断士より

- 1.先妻との間に子がいる場合、遺産分割が難航する場合があります。
- 2.相続税がかかる場合、納税資金の確保にご注意下さい。
- 3.現状把握は相続対策の基本です。概算で構いませんので、一度試算することをお勧めします。
- 4.配偶者がいても兄弟姉妹嫁姑も相続人になりますので、遺言作成をご検討下さい。

一般社団法人 相続診断協会

取扱相続診断士：12345678 相続 三郎

お気軽にお問合せ下さい！
問い合わせ先：0120-021-462

相続診断 危険度 チェックシート

お名前

様

ご年齢

歳

〒 -
ご住所

連絡先
電話番号



下記項目で当てはまるものに✓チェックを入れてください

- ☐ 相続人に長い間連絡が取れていない人がいる
- ☐ 相続人の仲が悪い
- ☐ 親戚の面倒を「見ている子ども」と「見ていない子ども」がいる
- ☐ 上場していない会社の株式を持っている
- ☐ 分けることが難しい不動産や株式がある
- ☐ 財産は何があるのかよく分からない
- ☐ 一部の子どもや孫にだけお金をあげている
- ☐ 会社を継ぐ人が決まっていない
- ☐ 先祖名義のままになっている土地がある
- ☐ 家族名義で貯めているお金がある
- ☐ 特定の相続人に多く財産を相続させたい
- ☐ 再婚している
- ☐ 配偶者や子ども以外の人に財産を渡したい
- ☐ 連帯保証人になっている
- ☐ 相続する人に「障がい」や「未成年」「認知」等の問題を抱えた人がいる
- ☐ 「借りている土地」や「貸している土地」がある
- ☐ 相続人が「海外」や「遠い場所」にいる
- ☐ 財産に不動産が多い
- ☐ 借金が多い
- ☐ 友人や知人にお金を貸している
- ☐ 誰にも相談しないで作った遺言書がある
- ☐ 相続税がかかるのか全く分からない
- ☐ 誰も使っていない不動産がある
- ☐ 大きな保険金をもらう子どもや孫がいる
- ☐ 子どもがいない
- ☐ なかなか入居者が決まらない古いアパートがある
- ☐ 誰にも相続について相談したことがない
- ☐ 子どもはみんな自宅を持っている
- ☐ 古い書画や骨董を集めるのが好きだ
- ☐ 子どもが相続対策の相談に乗ってくれない



やなぎ総合法務事務所

～司法書士・土地家屋調査士・行政書士・CFP～

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ3009号
TEL:06-6643-8200 FAX:06-6643-8201 E-mail:info@yanagi-law.com